

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約

第1章 設立に関する基本的事項

(協議会の設置)

第1条 尾三消防組合、豊明市及び長久手市における消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第31条に規定する消防の広域化（以下「消防広域化」という。）について協議するため、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成団体)

第2条 協議会の構成団体は、日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市（以下「4市1町」という。）並びに尾三消防組合とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 消防広域化にかかる調査及び研究に関すること。
- (2) 法第34条に規定する広域消防運営計画（以下「広域消防運営計画」という。）の作成に関すること。
- (3) その他消防広域化の検討に関すること。

第2章 組織

第1節 組織及び運営等

(協議会の組織)

第4条 協議会は、会長及び委員（副会長及び会長補佐を含む。以下同じ。）をもって組織する。

- 2 委員には、4市1町の長、4市1町の議会議長及び尾三消防組合議会議長をもって充てる。
- 3 協議会には、協議会の事務に関し、必要な助言又は協力を求めるため参与を置くことができる。

(協議会の会長等)

第5条 協議会に会長、副会長及び会長補佐を置く。

- 2 会長は、尾三消防組合管理者であるみよし市長をもって充て、副会長は、豊明市長及び長久手市長をもって充て、会長補佐は、尾三消防組合副管理者である日進市長及び東郷町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長補佐は、会長の職務を補佐する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、消防広域化の協議に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて関係職員等の協議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

4 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

第2節 幹事会

(組織)

第9条 協議会の会議に付すべき事項に関する協議及び調整を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 4市1町の副市長及び副町長

(2) 尾三消防本部の消防長、書記長及び会計管理者

(3) 豊明市消防本部の消防長

(4) 長久手市消防本部の消防長

(5) 4市1町の消防担当部長

3 幹事会には、幹事会の所掌事務に関し、必要な助言又は協力を求めるためアドバイザーを置くことができる。

(役員及び運営)

第10条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、みよし市副市長をもって充て、副幹事長は、豊明市副市長及び長久手市副市長をもって充てる。

3 第5条第3項、同条第4項、第7条及び第8条の規定は、幹事会の運営に準用する。

第3節 専門部会

(組織)

第11条 幹事会の補助組織として、専門的事務の整理を行い、効率的かつ円滑に協議を進めるため、専門部会として総務部会、財政部会及び消防部会を置く。

2 専門部会は、第9条第2項第2号から第4号までの者並びに次条に規定する所掌事務を所轄する4市1町の部長及び課長をもって組織する。

(所掌事務)

第12条 専門部会は、次に掲げる事務を調査及び研究する。

(1) 総務部会 広域消防運営計画、広域化に必要な法規整備、職員の身分・

給与、福利厚生等の専門的な事項及び他の部会に属さない事項

(2) 財政部会 広域化に伴う財政負担の割合、財政計画、予算編成、財産の取扱い等の専門的な事項

(3) 消防部会 消防本部・署の機構、勤務形態、予防・通信・警防・救急業務等の専門的な事項

(役員及び運営)

第13条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会員の互選により選出する。

3 第5条第3項、同条第4項、第7条及び第8条の規定は、専門部会の運営に準用する。

4 部会長は、必要に応じて、専門部会内に分科会を設けることができる。

5 幹事長は、専門部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、専門部会合同会議を開くことができる。

6 その他専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

第4節 協議会事務局

(組織)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(所掌事務)

第15条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。

(2) 協議会の事務に係る資料の作成に関すること。

(3) 協議会の会議に関すること。

(4) 協議会の庶務に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(事務局の位置)

第16条 協議会の事務局は、尾三消防本部内に置く。

第3章 補則

(経費)

第17条 協議会に要する経費は、構成団体が協議して負担する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月12日から施行する。